

第6回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和5年12月7日(木)

招集場所 江府町役場1階防災会議室

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席 農業委員(11人)・農地利用最適化推進委員(4人)

1番	大岩 徹	7番	船越 征子
2番	森谷 雄	8番	本高 善久
3番	松本 良史	9番	遠藤 功
4番	加藤 直行	10番	山本 信男
5番	長尾 保	11番	宇田川 保
6番	高津 孝司		
	千藤 誠		竹内 求
	川上 幸恵		
	浦部 明郎		

欠席 農業委員(0人)・農地利用最適化推進委員(1人)

見山 収

職員及び関係者 局長 西岡 浩治

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農用地利用集積等促進計画(案)について

第2号議案 農地法第5条申請の取下げについて

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

10番委員 山本 信男

11番委員 宇田川 保

事務局： それではお揃いですので第6回江府町農業委員会総会を開会したいと思います。日程に従いまして進めさせていただきます。日程2、農業委員会憲章の唱和ということでございますが、本日は長尾会長職務代理さんをお願い出来ればと思います。ご起立をお願いします。

長 尾： 憲章唱和

事務局： ありがとうございます。ご着席ください。続きまして日程3でございます。会長あいさつをお願いいたします。

会 長： 皆さん改めておはようございます。12月に入りまして比較的暖かい日が続きます。本日はご出席いただきましてありがとうございます。先週11月30日に全国農業委員会会長代表集会在東京で開催されまして、県下19市町村の会長さん全員で東京に出向き全国大会の小会に参加をさせていただきました。大会は農林水産大臣が列席のもと要請事項として「令和6年度農業関係予算の確保及び農地・担い手等関連施策に関する要請」を全会一致で可決成立をいたしました。その他に農地政策に関する申し合わせ事項2点ほど確認をいたしました。引き続き宮崎県・福井県の農業委員会が農地政策の取り組み状況についての事例発表がありました。両県ともそれぞれの行政区に推進体制、例えば地域計画推進プロジェクトチームなるものを、いわゆる組長市長の部署が中心となっていくと、そして計画に沿って行動と検証を繰り返し行いながら地域計画に取り組んでいるという事例を勉強させていただきました。大会終了後はそれぞれの県が地元選出の国会議員に対して要請活動を行いました。鳥取県の19名が2班に分かれて私は赤沢衆議院議員、舞立参議院議員の議員事務所の方にお邪魔をして要請案を手交して、農業問題に関する意見交換をさせていただきました。赤沢衆議院議員は財務副大臣、舞立参議院議員は農林水産省の政務官、それぞれが就任間近という事でありまして、お二人とも非常に張り切っておられたて、それぞれ農業問題に対する持論を熱く語って下さいました。石破衆議院議員と湯原衆議院議員は別の班が訪問をしました。ただ石破議員につきましてはその後氏の講演を聞く機会がありました。石破議員は51歳で農林水産大臣に就任をされたという経歴がありまして、農業問題は防衛問題と併せまして一家言を有しておられまして、久しぶりに石破衆議院議員の農政談議を聞くことができました。何れにしましても我々の中山間地においては政治の力、支援が必要だという風に考えておりますので、こういう機会等を迎えながら実態を訴え指導、支援をいただく様お願いをしなければならないなという風に感じた次第でございます。なお、本日は2議案の提案をさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げましてご挨拶に代えさせていただきます。

議 長： それでは日程に従いまして進めさせていただきます。まず出席確認でございますが、本日の出席委員数は委員会会議規則第5条により、委員定数の過半数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。次に議事録署名委員の指名です。署名委員を議長が指名することに異議ありませんか。

番、地目は○で○○で面積が△、△△△㎡でございます。期間は令和△年△月△日から令和△△年△△月△△日までの△年△△ヶ月でございます。賃料は○○で借受経営体は○○にお住いの○○○○さんでございます。15番、貸人は○○にお住いの○○○○さん、場所は大字○○字○○○△△△△番、地目は○で内容は○○で面積は△、△△△㎡でございます。期間は令和△年△月△日から令和△△年△△月△△日までの△年△△ヶ月でございます。賃料は全体で△、△△△円でございます。借受経営体は○○○○さんでございます。続きまして18番、大字○○にお住いの○○○○さん、農地は大字○○字○○○△△△△番、地目は○で○○、面積は△、△△△㎡で、期間は令和△年△月△日から令和△△年△月△△日までの△年△ヶ月でございます。賃料は10a当り△、△△△円、借受経営体は○○○○○○○○○○さんでございます。続きまして19、貸人は○○にお住いの○○○○さん、場所は大字○○字○○△△△△番、地目は○で内容は○○、面積は△、△△△㎡で、期間は令和△年△月△日から令和△△年△月△△日までの△年△ヶ月でございます。賃料は10a当たり△、△△△円、借受経営体は○○○○○○○○○○さんでございます。続きまして20番、貸人は同じく○○○○さん、場所は大字○○字○○○△△△番、地目は○で○○、面積は△、△△△㎡、期間は令和△年△月△日から令和△△年△△月△△日までの△年△△ヶ月でございます。21番、同じく大字○○字○○○△△△番、地目は○で○○、面積は△、△△△㎡で、期間は令和△年△月△日から令和△△年△△月△△日までの△年△△ヶ月でございます。賃料は20番、21番○○で△△、△△△円、借受け経営体は○○○○さんでございます。続きまして22番から27番、貸人は○○にお住いの○○○○さん、全部で△筆でございます。22番、場所は大字○○字○○○○○○○○△△△△番、△、△△△㎡、23番、大字○○字○○○○○○○○△△△△番、△、△△△㎡、24番、大字○○字○○○○○○△△△△番、△、△△△㎡、25番、大字○○字○○○○○○△△△△番、△、△△△㎡、26番、大字○○字○○○○○○△△△△番、△、△△△㎡、27番、大字○○字○○○○△△△番、△、△△△㎡、地目は全て○で内容は○○でございます。期間は令和△年△月△日から令和△△年△月△△日までの△年△ヶ月で賃料は10a当たり△、△△△円でございます。借受経営体は○○○○○○○○○○さんでございます。よろしく願いいたします。

議長： はい、以上促進計画案について新規案件を中心に説明を頂きました。それでは地区担当の方の補足説明をお願いします。農地番号13番は○○○ですので浦部推進委員お願いします。

浦部： はい、こちらについては○○○○○○の方より○○○○の方に貸し出しをしてもらえないかと言う話をずっとしておりまして、今回一窪追加で出しましょうと言う話で、○○○○○○で○○○地区の集約をさせて頂くと言う計画で話を進めさせて頂きました。

議長： ○○の方から働きかけてされたんですね。

浦部： そうですね、お願いしました。

議長： 分かりました。ありがとうございました。農地番号14番は○○、先ほどの合意解約

の対象地ですね、それでは遠藤委員お願いします。

遠藤： はい、場所としましては〇〇の条件の良いところでございます。耕作者でありました〇〇〇〇さんですが作れなくなったと言う事で相談がありました。〇〇〇〇さんにお話ししましたところ引き受けてやると言う事でしたので、次から〇〇〇〇さんに耕作をしてもらうと言う話になりました。よろしくお願いします。

議長： ありがとうございます。これは遠藤委員さんも受け渡しの仲介の役割を担って頂いたんですね。

遠藤： そうです。

議長： ありがとうございます。それでは農地番号15番、〇〇地区で山本委員さんお願いします。

山本： 実際には反別を減らそうかと思っていたところに、〇の作っている〇〇〇の〇が〇〇〇〇さんの〇〇〇〇でして、この方もかなりの〇〇〇〇になっておられまして、作れないので作ってもらえないだろうかと言ってこられまして、中山間の関係もありますのでそれも含めて、新しい中山間がまだはっきりとは分かりませんが5年間は継続されるかなと言う考えを含めて約6年と言う事で〇〇〇〇〇〇しました。反別的にも増えて来て苦しいですが〇〇し〇〇〇〇と言う事で〇〇〇〇〇〇しましたので、よろしくお願いします。

議長： ありがとうございます。その他は〇〇の案件ですので、私の方から補足説明をさせていただきます。農地番号18番、19番、22番から27番以上の△筆については〇〇〇〇〇〇〇〇との協議が整いまして、中間管理権を設定の上利用契約の締結と言うものです。これは〇〇〇〇への農地集積の一環であります。なお、〇〇〇〇さん〇〇〇〇さん共に利用契約があってもそれぞれ〇〇の〇〇、〇〇〇として役割を果たしておられます。賃料は条件に関わらず反当一律△、△△△円と言う事になっております。これによって〇〇〇〇の集積率が△△%を超えるのではないかなと思っております。次に農地番号20番、21番、これは〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんとの利用契約です。二つの農地は集落から比較的近い農地でありますので、〇〇〇〇さんの方が利用契約を締結して、引き続き〇〇として作ろうかと言う事で話が整ったものです。承認を頂く方向でご審議の程お願いをいたします。以上補足説明が終わりましたので皆さんの方から意見、質問がある方は挙手をお願いします。〇〇〇の〇〇も農地集積と言う事で〇〇の機能として取り組みを強化されておりますし、〇〇の物件は△反を超えるような大きな物件でして、遠藤委員さんの仲介のもと契約締結と言う事です。山本委員さんは本当に大変ですけど、それでは無いようですので採決を取らせていただきます。議案第1号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい（全員挙手）

議長： 全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。続きまして議案第2号、農地法第5条申請の取下げについて事務局より提案説明をお願いします。

事務局： はい、16ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて、このことについて、次のとおり取り下げ願の提出があったので審議を求めますと言う事で本日提案をさせていただきます。先月審議を頂きました農地法第5条の申請に対しまして、取り下げをさせていただきますと言う事がありましたので審議をしていただきたいと思えます。2件ございましたので、受番34番、35番とさせていただきます。箇所につきましては大字〇〇にございます〇〇〇〇〇〇〇の水路を改修するにあたって一時転用をお願いしたいと言う事で審議頂きまして、審議を完了させて頂きまして県に意見具申を行う途中でございましたけども、県に出す前に取り下げがありましたので、皆さんのご了承を頂ければと思えます。場所は大字〇〇字〇〇〇〇△△△番△、〇、△△△㎡、同じく字〇〇〇〇△△△△番、〇、△△△㎡、合計△△△㎡、もう一件は大字〇〇字〇〇〇〇△△△番、〇、△△△㎡でございます。取り下げの理由でございますが、計画変更と言う事でございますので、よろしく願いいたします。

議長： はい、取下げについての説明ですが、それでは本件の受益者である本高委員さんよりも少し踏み込んだ取下げの説明を頂けませんでしょうか。

本高： 失礼いたします。11月にご承認を頂きました〇〇〇〇〇〇〇の改修工事につきまして、先ほど説明がありましたお二方の農地に重機の搬入及び資材を置いて工事を行う事で、事務局から県に提出いたしましたところ、工事に関わります詳細な事務局を通じての質問がございまして、農業従事をしております任意団体の〇〇〇〇〇としては、わたくしがあの時説明をさせていただいた様に〇〇〇〇を行っております、工事に係る前に許可を取ってそれから工事に係っていただければという風に思っていたもんでして、ところが詳細な質問があったためにとっても回答することができないと言う事がありました、やもう得ず今回の申請を断念せざるを得なくなったと言うのが実態でございます。たとえば工事工程で外周工事の工程と資材置き場の工程を提出していただきとか、土地利用計画については転用する農地の面積が転用事業で必要とする面積かどうかの判断があつた図面では出来ないという風におっしゃられたもので、そうすると専門家の図面等を用意できなければとても通らないし、私としては非常に単純に簡易に出して認めて頂ければ、この時期でございますので△△月からでも工事ができるのではないかと考えていたところでございますが、正直言って私どもの工法についても若干いろいろ意見があつて、その時にはまだ業者が決まらない状態でございます。今は業者が決まりましたのでまた進めて行きたいと思えますが、あの時の計画においても今年度と来年度1期、2期と分けて工事を行う計画にしていたところでございます。一部転用部分について鉄板等の費用がいくら掛るとか聞かれても我々には回答ができないので、そういう事でございます。ただ、多少県に不満があるのは、4月から8月になぜ工事が出来ないのかと言う質問をしておられました。正直言って農業の事を分かっておられるのか、〇〇が4月から8月に水を通すのに出来る訳がないじゃあないでしょうか。そういう質問をされたので頭にきて県に言おうと思いましたが、皆さんの承認を頂いているものでございます

ので、これはきちんと業者さんに見積もりとか図面を出さないと5条申請と言うのは出来ないんだなとつくづく感じました。私も1期務めて2期に入ったところですが、これは皆さんに、また現地を見て頂いて松本委員さん、見山推進委員さんには大変ご迷惑を掛けたなと思っております。正直申し上げて皆さんに断りもしないといけないし、県に対して整理をして意見を言わせていただきたい、同じ農地を守る、水路を直すのにもう少し簡易に認めてもらっても良いのではないかとと言うのが1点ともうちょっと農業委員会でもっと厳格に5条申請についてやらなければいけないのではないかという風に、憤りの気持ちも持ちながら段取りが悪かったのは私のせいではございますし、役員で話をしてこの度は取り下げて来年に向けてもう少しきちんと工法等も考えて対応して行こうと言う事で取下げを出させていただいたところでございます。

議長： 以上委員さんあり受益者であります本高委員から補足説明を頂きました。本件について質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

長尾： 良いですか。もう一回やられるんですか。場所が違うとか変更はあるけど、またおそらくやられると言う事ですね。

本高： 会長さんよろしいでしょうか。もちろん水路は直します。ただそここのところに入る、私としてはそれが必要だと思いますが、業者さんには業者さんの考えがある様でして、今ある水路の上に鉄板を敷いて、そこまで重機で入って農地を通らない方法もあるとか、という風にも言っておられますが、その辺ももう少し詰めないといけないと思っております。私は申請を出している様にした方が良いのではないかという風に思っているところでございます。

議長： その他はいかがでしょう。本高委員のお話を聞いて若干考えるところがありまして、農地法の5条転用は非常にデリケートな部分が多いと言うのが一般的でして、今回の案件は一時転用をして資材置き場として活用して工事が終わったら農地の復元をすると言う事でありまして、農地転用そのものは非常にデリケートな部分がありまして、工事明細とか詳細の説明が付かないと駄目と言う結果になったことについては、むしろ我々江府町農業委員会として仕切りが少しまずかったかなと、少し安易に考えていたのかなと言う反省をしております。結果的に受益者の皆さんに迷惑を掛けたのかなという思いです。工期については県の担当者がそう言う事を言ったと言う事ですが、これは経営支援課でしょうか、そここのところは分かりませんが、どう言う趣旨で県が言われたのか、事実そうであれば私の方からも厳重に抗議をしたいという風に思っております。△△月△△日に本高委員さんから電話で取下げをしたいと言う要請がありまして、先ほどおっしゃったような本高委員さんの思いと言うのは電話では伝わってきませんでしたけども、これを受けて私も実際にこの水路の現場を確認させていただきました。左岸、右岸とも樹木が繁茂してとても歩けるような状況にはなっておりませんでした。取水口は鉄製のしっかりとした取水口が付いておりました。水路はU字溝で引っ張ってありました。上流部は典型的な山腹水路と言う事で、私が歩いた時はイノシシが2、3か所悪い事をして土砂が水路の中に堆積をした箇所がありました。どっちにしても〇〇〇の取

水口から〇〇の皆さんの農地まで水路を引っ張ると言う事は、とても距離的に長いですから、これの維持管理は大変だなと言う事を推察しました。更に今回水路を整備補修をしたいと言う〇〇地区の皆さんの、農地保全に対する思いに敬意を表したいという風に思っております。私が見る限り資材置き場の農地転用の農地2か所は1か所は再生可能か再生不可能か微妙な場所です。長年農地として利用されえておりませんで、雑木とかそういうものはまだですけども、どちらにしても所有権者の方はこれを新たに農地として利用される予定は全くない様な場所であり実態でしたし、もう一筆はむしろ原野化しておりますで、そういう実態を捉えれば農地転用をして終わったら復元するという事ではなしに、実態は非農地として捉えるのはどうかかと、むしろ非農地にして所有権者の了解が得られれば、非農地にすれば農地法5条の規制にはかからない訳で、決して間違ったやり方ではないのではないかと、あの農地の実態を見れば、そういう角度からも少し検討を加えて、関係者、受益者の皆さんが仕事をし易い様な環境づくりを、法令上からもやって行く必要があるのではないかなという風に思います。所有権者は2名で町外の方でしたね、その方に接触をするのはどうすればいいかと言う事も踏まえて、もう少し原野化した農地の実態を踏まえて、非農地と言う扱いに持って行って、その中で工事に必要な土地は利活用すると言う事が妥当ではないかと、そういう角度の検討を加えながら関係者、受益者の皆さんが工事がやり易い様な環境づくりを持って行くことが必要ではないかなという風に現場を見て感じました。

本 高： 会長さんからアイデアを頂きました。何としてもやらないといけないものですので、非農地等の扱いにさせていただければやり易くなりますので、良い意見を頂きましたのでまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長： いろんな角度から検討をしてみましよう。その他いかがでしょうか。

竹 内： 良いですか。水路の件です。行政は協力とか何にも行政は入って来ていないんですか。

本 高： 以前はもうちょっと補助を頂いて、悪い所があるのでと言う話をしましたけれど、以前の話で、その時にはそういう補助金はないと言う事でございましたので、前に話したように中山間の交付金をためた分で、ためた分だけで出来るところ、一番悪い所をとにかく直そうと言う事でやった様な事です。それから先行政が踏み込んだと言う話はその時はしてないです。

竹 内： 町の農業を維持して行く一番大事なラインですから、産業建設課も一緒になって協力してやって行かないと、年齢も上がってきているので難しくなると思ひます。

本 高： 今回こう言う事もありましたので組合長からも産業建設課の方に相談しているようです。まだその回答は聞いていないです。また協議するようにしております。

議 長： その点については私も意見があつて、前任の委員をやられた方は記憶にあると思ひますけども、町長との意見交換にも出しました。山腹水路は本町独特の水路でして、労務の

面でも費用の面でも維持管理に非常に受益者、関係者の負担が大きいです。従って業者選定も含め動力、費用面でもう少し行政として光を当てるべきだと言う事で意見交換会の項目に書かせてもらったんですが、事務的な話だけであすべきだ、こうしたいと言うお話がなかったです。平野部と違って山腹水路の維持管理と言うのは、業者との設計書、作りとか町が介入して公平かつ客観的な工事詳細を作ってもらって、労務の面でも費用の面でも関係者受益者の負担軽減になる様な措置をなぜやってもらえないのかなど、国の補助事業が活用できないからできませんと言う事になってしまいます。もう少し本町のおかれた水路の実態を踏まえてやって頂きたいと思います。その他いかがでしょうか。何れにしても今の受益者の皆さんの考え方を尊重したいと思いますので、以上で質疑を打ち切って採決を取らせていただきたいと思います。議案第2号、農地法第5条許可申請の取下げにつきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定いたしました。以上で議事は終了させていただきます。その他について以下事務局長の方から取り運びをお願いします。

事務局： はい、その他でございます。（1）eMAFF農地ナビの利用についてと言う事で、先月、11月27日日南町で日野郡農業委員会女性委員さんの研修会がございまして、船越委員さんと川上推進委員さんに出席をして頂きました。その際にeMAFF農地ナビについて研修会がありました。スマホを使った農地ナビの活用と言う事でお手元に資料をお配りしております。使い方につきましては鳥取市農業委員会の山本委員さんを講師に説明を受けたところでございます。詳細な使い方につきましてははざっとわたくしの方でも説明をさせていただきますので、お二方から感想を言って頂ければと思います。（農地ナビ資料の説明）船越委員さん感想をお願いします。

船越： はい、最初にこの資料を頂いてこれを見ながらできたんですけど、説明だけだったので一生懸命紙に書きながらしたので後から見て理解はしました。実際に日南町で研修をしたので住所を入れて探してみると現在地が出てきます。農地の番地も出て来るので、ここに居ながら土地の様子が良く分かると言うのがすごく便利だと思いました。この総会でも写真がありますけども、実際に番地を入れてみると、隣は誰が作っておられるのかとか色分けで来ますので、ここの周辺の耕作をされている方が分かったり、農地の種類、耕作中とか遊休農地とかと言う様な条件も調べれば良く分かって来ると言うのがあります。写真も衛星写真だったり普通の地図だったり航空写真だったり、いろいろ切り替えができます。いろいろ活用できて更にそれをグーグルマップ検索するとその様子が分かると言うか、実際に歩いている様な感じで周辺の状況が分かります。自分が行ったところで現在地を押したらその土地の様子が良く分かるので大変いいお話を聞かせていただきましたし、ものすごく便利なものだなと思いました。

事務局： ありがとうございます。川上推進委員さん一言ございましたら。

川 上： 一言で言えばわたくし個人は機械的なもの、携帯と言うのは電話を掛けてメールができれば良いと思っていたんですけど、実際日野郡の女性が集まってやったんですけども、誰もが同じレベルだったと言うのが最初の取り掛かりが安心だったし、教えて頂ける山本委員さんも丁寧に教えて頂いて、女性だからできないのではなくて、使う事によって身近に自分で検索できるよとか、農業委員として何か出来る事を女性だけ苦手ではなく、一緒に関わって行こうと言う様な話し方で研修会に入っていったんですけど、実際やってみて終わってみて忘れていた部分があったんですけども、番地とかを自分で調べてみる事も出来たし、ペーパー上ではなく衛星写真を使っての情報を知る事が出来て、身近に現実も見られると言う事で、本当に便利なものが自分の側にあっても使っていなかったんだと言うのがありました。これから何かあれば自分で検索をしながらやってみたいし、まず自分の家の土地とか田んぼも見られて身近からやってみました。なるべくスマホを使おうかなと思っております。研修会に行かせてもらって良かったと言うのが感想です。以上です。

事務局： ありがとうございます。それでは進めさせていただきます。その他（２）次回農業委員会総会でございますが、令和6年1月12日金曜日、午後3時から場所はこちら役場2階多目的室で予定させていただければと思います。（３）次回の農地相談会でございますが、今月は21日第3木曜日、午後1時30分から午後3時30分まで役場1階相談室で宇田川委員さん、千藤推進委員さんお願いします。続きまして1月の農地相談会でございますが、こちらは第4木曜日と言う事で、1月25日、時間は午後1時30分から午後3時30分と言う事で、会場は同じでございますが、川上推進委員さんと竹内推進委員さんをお願いします。以上でございます。

議 長： はい、以上が今日の全てですが、皆さんの方から特に何かご意見なりご質問はございませんか。いろいろとご審議を頂きましてありがとうございました。以上を持ちまして本日の総会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員 1 0 番委員

署名委員 1 1 番委員